

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市指定管理者選定等審議会
開 催 年 月 日	平成27年10月 8日 (木)
開 始 ・ 終 了 時 刻	13時30分 から 16時15分頃まで
開 催 場 所	弘前市役所本庁新館4階 第一会議室
議 長 等 の 氏 名	山本 昇
出 席 者	委員 山本 昇 (会長) 委員 五十嵐 雅幸 委員 飯島 裕胤 委員 菊池 励美 委員 小林 太郎
欠 席 者	なし
施設所管部職員の名 職 氏 名	(弘前市三省地区交流センター) 市民文化スポーツ部長 櫻庭 淳 市民協働政策課長補佐兼政策調整担当総括主幹 三上 善仁 市民協働政策課市民生活係長 小林 純子 市民協働政策課市民生活係主査 境 麻紀 (弘前市立中央公民館・弘前文化会館・弘前文化センター駐車場) 市民文化スポーツ部長 櫻庭 淳 文化スポーツ振興課長 工藤 浩 文化スポーツ振興課参事兼課長補佐 加藤 裕敏 文化スポーツ振興課主幹兼文化振興係長 吉崎 拓美 文化スポーツ振興課主査 堤 緑 (弘前市民文化交流館・弘前市駅前こどもの広場内遊び場) 市民文化スポーツ部長 櫻庭 淳 文化スポーツ振興課長 工藤 浩 文化スポーツ振興課参事兼課長補佐 加藤 裕敏 文化スポーツ振興課主幹兼文化振興係長 吉崎 拓美 健康福祉部長 福田 剛志 健康福祉部理事兼福祉事務所長 竹内 守康 子育て支援課長 菅野 昌子 子育て支援課長補佐 村上 聡 子育て支援課子育て戦略担当総括主査 原 直美

	<p>子育て支援課子育て戦略担当主査 中澤 侃志 (弘前市和徳児童遊園・弘前市こどもの広場・弘前市中野児童遊園) 健康福祉部長 福田 剛志 健康福祉部理事兼福祉事務所長 竹内 守康 子育て支援課長 菅野 昌子 子育て支援課長補佐 村上 聡 子育て支援課主幹兼子育て支援係長 工藤 正子 子育て支援課子育て支援係主査 奈良岡 隆介 (御所温泉) 相馬総合支所長 佐藤 耕一 相馬総合支所総務課長 田中 稔 相馬総合支所総務課長補佐兼地域振興係長 古川 淳一</p>
事務局職員の名 職 氏 名	<p>ひろさき未来戦略研究センター副所長 岩崎 隆 ひろさき未来戦略研究センター行革・連携担当総括主幹 安田 和人 ひろさき未来戦略研究センター行革・連携担当主査 野呂 康司</p>
会議の議題	<p>1 弘前市三省地区交流センターほか3施設の指定管理者候補者の選定について 2 弘前市民文化交流館ほか5施設の指定管理者候補者の募集について</p>
会議結果	<p>1 弘前市三省地区交流センターほか3施設の指定管理者候補者の選定について (1) 弘前市三省地区交流センター 三省地区交流センター運営委員会を弘前市三省地区交流センターの指定管理者候補者に選定する。 (附帯意見) 地域の特色を活かした自主事業を定期的実施するなど、他施設の事例等を参考にしながら、積極的に施設の利用促進を図ること。 (2) 弘前市立中央公民館・弘前文化会館・弘前文化センター駐車場 アップルウェーブ株式会社を弘前市立中央公民館・弘前文化会館・弘前文化センター駐車場の指定管理者候補者に選定する。 (附帯意見) 当該施設がこれまで以上により良い施設となるよう、施設の特徴を踏まえた事業や新たな取組を行うとともに、公園周辺の魅力向上に資する自主事業の実施について、より一層期待したい。</p>

	<p>2 弘前市民文化交流館ほか5施設の指定管理者候補者の募集について</p> <p>(1) 弘前市民文化交流館・弘前市駅前こどもの広場内遊び場 弘前市民文化交流館及び弘前市駅前こどもの広場内遊び場の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p> <p>(2) 弘前市和徳児童遊園・弘前市こどもの広場・弘前市中野児童遊園 弘前市和徳児童遊園等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p> <p>(附帯意見) 選定基準に利用者の安全に対する評価の視点を加え、配点すること。また、砂場の消毒についての取扱いを管理業務の基準として示すこと。</p> <p>(3) 御所温泉 御所温泉の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p>
<p>会議資料の名称</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者候補者選定結果一覧表等（資料1） ・指定管理者候補者選定方法等一覧（資料2） ・指定管理者制度に係る今後のスケジュール（資料3） ・指定管理者制度の導入に係る方針（資料4） ・弘前市指定管理者選定等審議会委員名簿（資料5）
<p>会議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)</p>	<p>1 開会 2 案件 3 閉会</p> <hr/> <p>2 案件</p> <p>【以下、施設所管部からの説明、質疑等の概要】</p> <p>(議長) 全体の概要について、事務局の説明を求める。</p> <p>(事務局) 案件1については、施設所管課において、8月上旬から9月下旬にかけて募集の受付を行ったところで、受付終了後、施設を所管する各部に小委員会を設置し、総合評価方式による評価を行った。</p> <p>案件2については、今年度、新規に指定管理者を募集する施設で、指定管理者候補者の選定方法は、全施設一般公募を予定して</p>

いる。

(議長)

弘前市三省地区交流センターほか3施設の指定管理者候補者の選定について、審議を行う。

会議の進め方は、募集グループごとに、部からの説明及び質疑を行い、審議することとする。

それでは、市民文化スポーツ部から、弘前市三省地区交流センターの選定案について説明をお願いします。

(施設所管部)

当センターの指定管理者については、現在も当センターの指定管理を行っている、地元町会で組織された三省地区交流センター運営委員会を引き続き一者指名したものである。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の100点満点換算点は、71.6点であった。

このような評価により、三省地区交流センター運営委員会を指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

配点に対して評価が低い項目がある。例えば、利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果では、配点70点に対して点数が42点となっており、この理由は何か。

(施設所管部)

施設が郊外に位置し、体育館がない施設であるものの、現在の指定管理者でもある当該団体は、指定事業や自主事業などを一生懸命に行っている。前回の審議会での意見を受け、利用者を少しでも増やすための提案を事業計画書に盛り込むよう伝えたところ、自主事業の実施を増やす方向で計画はしているが、もう少し何か具体的なものをいれてほしかったという市としての思いがあり、このような評価になったのではないかと考えている。

(委員)

アイデアを出すのはなかなか難しいとは思いますが、他の交流センターとの交流、連携、情報交換などを実施してみてもどうか。

(施設所管部)

現在、モニタリングで実地調査を行っているところであるが、各施設の指定管理者から、年1回でも施設の担当者間で意見交換を行いたいとの話がでてきているため、実施したいと考えている。

(委員)

交流センターは一者指名のため、情報交換を行っても不都合はないと思われることから、ぜひ実施していただきたい。

(委員)

利用者の増加に向けた新しい自主事業の提案はあったのか。

(施設所管部)

これまで以上に地域の方に利用してもらうために、健康をテーマにした講演会に、畑で収穫した野菜を使った料理教室を組み合わせたいようなものを考えている。

(委員)

毎月実施している自主事業はあるのか。

(施設所管部)

毎月実施している事業はないが、毎月はなかなか難しいのではないかと考えている。

(委員)

指定管理者の業務は主に貸館業務ということか。

(施設所管部)

交流センターに関しては、通年でやっている事業はなく、基本は貸館がメインとなっている。

(委員)

利用者を増やしていくため、もう少し積極的にやってもらうように、市から指定管理者にある程度話していくことも必要ではないかと思う。

(委員)

当該施設の職員は何人いるのか。

(施設所管部)

職員は3人勤務している。

(委員)

施設が利用されてもされなくても人件費などの経費は同じようにかかる。

(委員)

一者指名ではあるが、例えば、他の施設を参考にしながら、事業計画書をしっかり作って、利用促進に向けた事業を実施していただきたいとか、選定するとしても附帯意見を付した方がよいのではないかと思う。

(委員)

施設の利用が少ないということになれば、ファシリティマネジメントの中でも議論になるのではないか。その辺を意識して、しっかりやっていただきたい。

(施設所管部)

そのあたりの話も指定管理者にしていきたい。すぐに毎月事業を実施するのは難しいと思うが、外部の方の目も意識していかなければならないと感じている。

(委員)

フェイスブックを作って情報発信するなど、他の交流センターで先進的に運営している事例があると思うので、真似できるものは真似していただきたい。

(委員)

地域の特色を活かした事業を定期的実施することで、施設の存在価値が高まり、広く認知されていくのではないかと思う。利用者のすそ野を広げ、ぜひとも活用の方向にもっていただきたい。

(議長)

他に質問等がなければ、三省地区交流センター運営委員会を弘前市三省地区交流センターの指定管理者候補者に選定してよろしいか。また、選定にあたっては、これまでの審議を踏まえ、附帯意見を付すものとしてよろしいか。

(委員)

〈委員了承〉

(議長)

それでは、市民文化スポーツ部から、弘前市立中央公民館・弘前文化会館・弘前文化センター駐車場の選定案について説明をお願いします。

(施設所管部)

弘前市立中央公民館・弘前文化会館・弘前文化センター駐車場は一般公募により指定管理者を募集したもので、申請があったのは、アップルウェーブ株式会社と申請団体Aの2団体である。

(申請の概要等について説明)

評価について、小委員会における評点合計の100点満点換算点は、アップルウェーブ株式会社が74.8点、申請団体Aが68.4点であった。

このような評価により、アップルウェーブ株式会社を指定管理者候補者の選定案として決定した。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

評価項目「自主事業の企画内容及び期待される効果」について、申請団体Aの提案内容を説明していただきたい。

(施設所管部)

さくら祭り期間中に、津軽お土産大博覧会を開催するという提案があった。アンテナショップのようなものを開催し、その中でクーポン券を発行して、実際の店舗にも足を運んでもらうといったものである。

(委員)

アップルウェーブ株式会社だが、類似施設である弘前市民会館との連携は期待できる内容となっているのか。

(施設所管部)

アップルウェーブ株式会社については、弘前市総合学習センターと弘前市民会館の指定管理者となっており、有機的な連携を図っていくといった提案がなされている。

(委員)

弘前文化会館大ホールの稼働率の状況はどのようになっているのか。

(施設所管部)

稼働率はだいたい50%前後となっているが、土日がほぼ埋まっている状況であるため、平日の利用をもっと増やしてもらいたいと考えている。

(委員)

その辺のところ、自主事業など、利用者を増やしていくような提案はあったのか。

(施設所管部)

アップルウェーブ株式会社では、利用者の増加を図っていくため、地元の文化芸術団体、大学、高校、そして企業にも訪問し、会議やサークルの練習など、平日の利用促進を図っていくとの提案があった。

(委員)

アップルウェーブ株式会社の自主事業で、「ひろさきアートマルシェ」は継続事業とのことだが、「為信まつり」と「歴史講演会」の事業内容について説明をお願いしたい。

(施設所管部)

両方とも弘前城周辺の魅力向上につながる事業として提案したもので、文化センター前庭にある為信の銅像を囲んでの講演や津軽昔話の語り聞かせ、大学生や高校生による弘前城にまつわる歴史劇の上演といった内容になっている。また、弘前城や市の歴史をわかりやすく語ってもらえる方をお願いし、市民を対象にし

た歴史講演会を開催するというものであった。

(委員)

申請団体Aは、地元クーポン券で還元して、新しい顧客を開拓することで、弘前文化センターを通じて地域の活性化を図っていくといった提案をしており、なかなか面白いのではないかと思う。

(委員)

アップルウェーブ株式会社は弘前文化センターの現在の指定管理者ということで、これまで実際にどのようなことに取り組んできたのか、特に現在の指定管理者としてどのようなことに取り組む、どのような効果があったのか踏み込んで書いてほしかったところはある。

(委員)

桜が映り込んだ窓ガラスや広い階段を活用した事業など、この施設だからこれができるといったことを実施してはどうかと思う。為信像を活かすというのも一つではあると思う。

(委員)

引き続きアップルウェーブ株式会社が指定管理するのであれば、これまで以上に施設が良くなるための自主事業や新たな取り組みを期待したいところである。今年、弘前城の曳家が行われたが、さらに公園周辺の魅力向上に資するような自主事業をもっと実施してもらいたい。

(議長)

他に質問等がなければ、アップルウェーブ株式会社を弘前市立中央公民館・弘前文化会館・弘前文化センター駐車場の指定管理者候補者に選定してよろしいか。また、選定にあたっては、これまでの審議を踏まえ、附帯意見を付すものとしてよろしいか。

(委員)

〈委員了承〉

(議長)

それでは、市民文化スポーツ部から、弘前市民文化交流館・弘前市駅前こどもの広場内遊び場の選定方法等について説明をお願いします。

(施設所管部)

(施設の設置目的、概要等について説明)

管理運営の基本方針は、施設の利用目的に沿って、市民が平等に、安全かつ快適に利用できるよう適正な管理を行うこととしている。

施設の目指す方向性及び特に要請する事項は、文化交流館は、芸術文化の発表及び鑑賞の場、多世代交流の場として利用されているほか、3階フロアは市民活動の拠点スペースとなっている。また、遊び場は、子どもたちが安全な環境のもとで遊ぶことができるスペースとして、子育て支援の一翼を担っている。

これらの文化交流館や遊び場の機能を最大限に活かすためにも民間事業者が持つ知識や経験、ネットワークを活用し、施設の利活用方法や形態の拡充による幅広い利用の促進と市民サービスの向上を図っていきたいと考えている。さらには、ヒロロスクエア全体の機能向上にも効果的に作用するものと考え、募集にあたっては貸館業務や施設の維持管理のみならず、特に運営面において、市内の各種団体など幅広い市民を巻き込んだ事業の企画・実施により、文化交流館等のさらなる利用促進につながる事業の提案を要請するものである。

選定方法は一般公募とし、指定期間は平成28年6月1日からの4年10か月間としている。

指定管理者が行う業務の概要は、施設の維持管理に関するもののほか、文化交流館の使用の許可などに関する事、使用料の収納業務に関する事、遊び場で行う木育普及啓発業務などが挙げられる。

施設で行う事業の実施に関する事は、これまで、ヒロロスクエア活性化室が担ってきた、文化交流館等の利活用促進に係る事業について、市の指定事業として指定管理者が持つ知識や経験、ネットワークを活かして実施していただくこととし、さらに施設の魅力向上や周辺地域への波及効果が見込める自主事業の企画や実施についても期待するものである。

施設の開館時間及び職員の配置について、現在、ヒロロスクエアの開館時間は午前8時30分から午後9時までであるが、窓口及び業務時間は異なっている。市民の利便性向上と施設としての整合性を図るため、指定管理者制度へ移行すると同時に、開館時間と窓口及び業務時間を統一した。

指定管理に要する主な内容としては、人件費、事務費、施設管理委託料などとなっている。その中で、人件費については、窓口及び業務時間の延長を行っているが、人員の適正配置と業務の効率化により、業務時間の拡張をしつつ、人件費の減となっている。

募集にあたっての特記事項は、指定管理者の事業所の範囲を、市内に支店・営業所等を有する団体も対象としたことである。

選定基準及び委員一人あたりの配点について、今回の募集では、これまで市が行ってきた NPO 等の各種団体等との連携による市民文化交流館等の利活用の促進を、民間の知識・経験・ネットワークを活用することにより、これまでより広く柔軟に実施し、さらなる利用促進につながる事業の実施を重視していることから、「施設の設置目的を効果的に達成することができること」の配点を高く設定している。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

指定管理者制度導入で受付時間はどうなるのか。時間が拡大し、サービス向上につながるということか。

(施設所管部)

現在、市民課駅前分室で受付業務を行っている関係で、平日は午後 7 時、土日祝は午後 5 時で受付を終了しているが、導入後は午後 9 時まで受付業務を行うこととなる。

(委員)

事業所の範囲に、弘前市内に支店・営業所を有する団体を含めた理由はなにか。

(施設所管部)

文化スポーツ振興課で所管している他の文化施設と同じ条件としたものである。

(委員)

経費としてどのようなものを見込んでいるのか。

(施設所管部)

午後 9 時まで業務時間を延長し、最低限常時 2 名が常駐できるような人員配置を考えた場合の人件費のほか、ホールの舞台装置など音響関係の維持管理費、ヒロロスクエア活性化室で NPO 等と連携して実施している市の指定事業に係る経費などを計上している。

(委員)

他の文化施設と異なるところは、弘前市民文化交流館の貸館業務のほかに文化交流館等利活用促進事業といった指定事業や木育普及啓発業務など、運営面において多くの業務が求められているということでしょうか。

(施設所管部)

そのとおりである。その他、当該施設は専用での使用のほか、イベントスペースや遊び場などについては共用で誰でも使用できるようになっている。日常的に訪れている方がいるため、その分の管理は常に発生し、その部分が大きく異なるところではない

かと思う。

(委員)

指定管理を導入するにあたって、特殊性も考慮しなければならないが、資格が必要なものばかりでもないような気がする。指定管理料については、可能な範囲で低く抑えた方が良いが、民間の事業者は利益がないと長期的な運営ができないといったこともある。

(施設所管部)

指定管理者制度導入により、これまで以上に施設の利用促進を図っていきたいと考えている。3階部分については専門的な資格は必要としないが、様々な事業において、人脈、ネットワーク、ノウハウなどを活かし、これまで以上の活動、事業を行っていただきたい。法的な資格が必要ないにしても、事業を積極的に仕掛けていく、より魅力を高めて集客していくためには、相当の知識や経験が必要であり、単純な管理、受付業務とは異なると考えている。

(委員)

魅力向上や周辺に波及効果があるような事業を実施していただきたいと思う。

(議長)

他に質問等がなければ、弘前市民文化交流館及び弘前市駅前こどもの広場内遊び場の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。

(委員)

〈委員了承〉

(議長)

それでは、健康福祉部から、弘前市和徳児童遊園、弘前市こどもの広場、弘前市中野児童遊園の選定方法等について説明をお願いします。

(施設所管部)

(施設の設置目的、概要等について説明)

施設の管理運営の基本方針は、公園の維持管理が主な業務であることから、施設・設備等の適正管理、平等利用の確保、利用者サービスの向上、個人情報等の適正管理としている。

選定方法は一般公募とし、指定期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間としている。これは、すでに

指定管理者制度導入済の類似施設である都市公園等や農村公園等の期間の終期に合わせたものである。次回更新時期には、児童遊園についても、これらの類似施設と合わせ、グループ化等について検討する必要があると考えている。

予算関係については、今年度と来年度では、特にこどもの広場に係る仕様内容が異なったものとなっている。これまでこどもの広場は直営管理しており、和徳児童遊園、中野児童遊園は業務委託としていたが、平成28年度以降は指定管理者制度を導入することにより、直営管理していたこどもの広場についても他の児童遊園と同じ仕様で管理したいということである。予算額は増額となるが、これは最も面積が広いこどもの広場について公園緑地課管理の公園と同等の管理とするための経費で積算したもので、広さ、築山の有無、立木の数等を考慮するとこれまでの委託金額等を参考にしても、妥当な金額と考えている。指定管理者制度導入後は、業務の標準化が図られ、管理自体がきめ細かく機動的なものとなることが期待でき、利用者サービスの向上につながるものと考えている。

選定基準及び委員一人あたりの配点は、総合的事項、平等利用の確保、目的の達成、管理運営、運営能力の5項目に係る配点を80点、人材確保の項目を20点としており、特に募集に当たっては、樹木管理に詳しい人材の確保を重視したいと考えている。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

指定管理者の業務内容は、遊具の点検、清掃、植栽管理、草刈ということではよかったか。

(施設所管部)

そのとおりである。また、樹木に害虫が発生しないように薬剤散布も考えている。

(委員)

指定期間が3年となっているが、将来的には、既に指定管理者制度を導入している都市公園などのグループに含めるという理解でよいか。

(施設所管部)

次回の更新では、他の公園とグループ化して指定管理者を募集したいと考えている。

(委員)

遊具などの点検回数は決まっているのか。

(施設所管部)

基本的には年12回である。その他、トイレの電球切れや害虫

の発生など、利用者から声が寄せられた場合は、その都度確認し、すぐに対応が必要かどうか判断することになる。

(委員)

草刈の回数は何回か。

(施設所管部)

草刈は年3回実施している。

(施設所管部)

これまでは直営のため、最低限の管理しかできなかったが、指定管理者制度を導入し、定期的に巡回することで、何かあったらすぐに対応していただきたいと考えている。

(委員)

選定基準に安全という文言がないが、子どもを遊ばせる親の立場からすると、安全に遊べる場所であってほしいと思う。

(施設所管部)

募集要項の管理運営の基本方針では、市民が安心して快適に施設等を利用できるよう、施設の設備等の維持管理を適正に行うこととしている。

(委員)

文章から理解はできるが、ダイレクトな表現としてあっても良いのではないか。色々な意味で、安全に関する視点を選定基準の中に明確に打ち出しても良いのではないかと思う。

(施設所管部)

選定基準の見直しを行い、安全という視点を加えたい。

(委員)

仕様書に記載されていないような気がするが、砂場の消毒は業務として行うのか。

(施設所管部)

消毒は指定管理者の業務として実施することとなる。

(委員)

業務基準書の中にしっかりと記載していただきたい。

(委員)

業務内容だが、既に指定管理している都市公園等をベースにしているということによいか。

(施設所管部)

ほぼ同じような仕様としている。

(議長)

他に質問等がなければ、弘前市和徳児童遊園、弘前市こどもの広場、弘前市中野児童遊園の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。また、選定にあたっては、これまでの審議を踏まえ、附帯意見を

付すものとしてよろしいか。

(委員)

〈委員了承〉

(議長)

それでは、相馬総合支所から、御所温泉の選定方法等について説明をお願いします。

(施設所管部)

(施設の設置目的、概要等について説明)

施設の管理運営の基本方針は、法令等を遵守し、施設の設置目的に沿った適正な管理を行うこと、利用者の平等な利用を確保し、差別的扱いをしないことなどである。

施設の目指す方向性は、設置目的である市民の健康増進及び福祉の向上、並びに利用者の中の多世代にわたる交流の場となることを通じ、ひいては相馬地域の活性化に寄与することを目指すものである。特に要請する事項として、平日の日中は利用者数が少ない時間帯があり、利用者数の増加を図る提案を求めている。また、収支状況の改善を図るため、施設維持管理費の節減に資する提案や売店設置等自主事業の提案を求めるものである。さらに自主事業により利益が見込まれる場合は、その一部を指定管理料に充当するなど、指定管理料の縮減に対する提案を要請するものとしている。

選定方法は一般公募により指定管理者を募集するもので、指定期間は平成28年6月1日から平成31年3月31日までの2年10か月間としている。5年以外とする理由は、平成25年3月のリニューアルオープン以降、2年半と経年期間が浅く、現在実施しているエネルギー診断による改善提案の結果がまだ示されていないことから、まずは指定管理期間も含めた5から6年間の実績を積み上げ、この期間に生ずる課題点等に対し3年目に改善を図るなど、より一層適正な温泉管理運営を目指すため2年10か月間としたものである。

指定管理者が実施する主な業務は、施設の維持管理に関すること、施設の使用許可に関するもののほか、使用料の收受に関すること、自主事業の実施に関することなどである。

職員配置等の条件は、施設の統括として所長を配置すること、開館時間中は、最低2人以上人員を配置することなどである。

募集にあたっての特記事項として、応募資格は現に温泉公衆浴

場を営んでおり、青森県から浴用としての温泉利用許可を得ていること、また指定管理者に意欲を持って取り組んでいただくためインセンティブの付与として各年度末における現年度御所温泉使用料の合計額が、市で定めた目標額を上回った場合には翌年度の指定管理料に上回った額の一部を上乗せし、目標額を下回った場合には翌年度の指定管理料から下回った額の一部を減額することとしている。

選定基準及び委員一人あたりの配点は、施設の設置目的に沿って、効果的かつ効率的な管理運営が図られるよう、「施設の設置目的を効果的に達成することができること」及び「施設の効率的な管理運営ができること」を重視し、配点をそれぞれ40点、30点と高く設定している。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

売店設置の提案を求めるということだが、設置にあたって何かしらの経費は発生するのか。

(施設所管部)

現在、受付カウンターに商品を配置できるスペースがあるため、そのスペースを活用して、シャンプー、髭剃り、タオルなどを販売することについては、施設の設置目的に合致しており、支所では行政財産使用料は無料でのよいのではないかと考えている。

(委員)

自動販売機の収入は結構大きいと思うが、御所温泉に既に設置している自動販売機の扱いはどうなるのか。継続するのか。

(施設所管部)

市が業者との複数年の貸付契約により設置しているもので、指定管理者制度を導入したとしても、このまま貸付契約を継続することとなる。

(委員)

民間の温泉施設と形態があまり変わらないのではないかとと思うので、現在、収支が赤字であるなら、将来的には料金収入で賄っていけるような施設を目指していただきたい。

(施設所管部)

現在、大人が300円、65歳以上が200円であり、試算したところ、料金を各50円ずつ引き上げれば可能ではないかと考えている。

(委員)

現在、週1回の定休日があるが、民間の努力で営業するというのも一つの手法ではないかと思う。

(施設所管部)

そのあたりは応募団体から提案があるのではないかと想定しているが、定休日に1日かけて実施していた清掃が手薄になってしまうので、研究が必要ではないかと考えている。

(委員)

民間の場合は、休みを半日にしたりしている。

(施設所管部)

公衆浴場というのは定休日がないのが普通らしいので、昼の時間帯は休んだとしても、最も利用者が見込める夕方4時以降の時間帯については営業したいというものはある。

(委員)

朝6時から営業している温泉もあると思うが、朝早くから営業してほしいといった利用者からの要望はあるのか。

(施設所管部)

確かに利用者からの要望はあるが、例えば1時間、2時間営業開始時刻を早めることで利用者が増えるのかというと、地域性もあり、それほど期待できないのではないかと考えている。

(委員)

料金を値上げするより、宣伝するだけで利用者が増え、料金収入が増えるかもしれない。

(施設所管部)

今は全く宣伝を行っていないことから、その辺のところは指定管理者に期待したいところである。

(委員)

将来的には利用料金制を導入して、民間の方でしっかりと運営してもらった方が良いのではないかと思います。

(委員)

仮に将来的に値上げするというのであれば、利用料金制を導入し、料金については弾力的に設定できるような形にした方が良いでしょう。

(委員)

インセンティブを付与するということが、そのことについて説明をお願いしたい。

(施設所管部)

指定管理者に一生懸命頑張ってもらったため、過去2年間の実績を基に算出した目標金額を上回った場合は、上回った額の50%を指定管理料に上乗せするが、下回った場合には、下回った額の10%を指定管理料から差し引くというものである。

(委員)

応募資格に、現に公衆浴場を営んでいるものとあるが、応募が

	<p>限定的にならないか。</p> <p>(施設所管部)</p> <p>調べたところ、宿泊施設を伴うものも含めて40施設位はあるので、問題はないと考えている。</p> <p>(議長)</p> <p>他に質問等がなければ、御所温泉の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。</p> <p>(委員)</p> <p>〈委員了承〉</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>会議は非公開である。</p>